

厚木スキークラブ規約

第一章 名称及び事務所

第一条 本クラブを厚木スキークラブ（以下 本クラブ）と称し、事務所を会長宅に置く

第二章 目的及び事業

第二条 本クラブはクラブ員（以下 本会員）の体位の向上、正しいスキー技術の向上と親睦を図り、厚木市スキー協会（以下 協会）に加盟し、加盟団体との親睦を図ることを目的とする

第三条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う
（１）総会及び本クラブの目的達成に必要な事業
（２）協会開催事業への参加

第三章 機関

第四条－１ 本クラブに次の機関を置く

（１）役員会

本クラブの最高議決機関で、次の事項を審議・決定する

- （イ）規約の制定および改定に関すること
- （ロ）予算及び決算に関すること
- （ハ）事業計画に関すること
- （ニ）指導員（含準指）受験者の承認
- （ホ）その他必要事項と思われること

（２）総会

本クラブの役員選出及び役員会決議事項の承認を行う

第四条－２ 役員会は適宜、及び総会は年一回開催し、会長がこれを召集する

第四章 役員

第五条 本クラブは次の役員を置く

- （１）会長 1名
- （２）副会長 若干名
- （３）委員 若干名（会計兼任）
- （４）監査 2名
- （５）顧問 （必要に応じ役員会で推薦する）
- （６）協会役員 若干名（前項1～5の兼任は妨げない）

第六条 協会役員はクラブ役員が選出する

第七条 役員任期は二年とし、再任は妨げない

役員に欠員及び変更が生じた場合は必要に応じて役員会で補充し、任期は前任者の残留期間とする

第五章 ジュニア会員

- 第八条 義務教育期間の子供を対象とし、保護者が会員である事を条件にジュニア会員として第三条に記載の本クラブの事業に参加できる
- 第九条 ジュニア会員の参加する事業には保護者が同伴し、その面倒を見る

第六章 加入及び脱退

- 第十条 本クラブの加入は役員会の承認を要し、入会金を納入した時に始まる
- 第十一条 本クラブの目的達成に不相当と認められた会員は役員会に図って脱退させる事ができる
- 第十二条 6月末日迄に会費を納入しない者は脱退とみなす

第七章 会計

- 第十三条 本クラブの会計は、入会金・会費・寄付金をもってあてる
- 第十四条 入会金及び年会費
- (1) 入会金 会員：1,000円, ジュニア会員：免除
- (2) 年会費 会員：3,000円, ジュニア会員：1,000円
- 第十五条 決算はその会計年度終了後二ヶ月以内に監査を終えて総会の承認を得る
- 第十六条 本クラブの会計年度は6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる
- 第十七条 本クラブに納入された入会金・会費は一切返却しない

第八章 あとがき

- 第十八条 この規約に疑義を生じた時、又はこの規約に規定しない事項が生じた場合は役員会で決定することができる
- 第十九条 本規約は、昭和54年5月1日より有効とする
- 平成 3年5月1日改訂
- 平成 5年5月1日改訂
- 平成10年5月1日改訂
- 平成17年5月1日改訂
- 平成18年6月1日改訂
- 平成21年10月20日：郵便局口座変更
- 平成23年6月4日改訂

厚木スキークラブの口座案内（会費納入等にご利用下さい）

- ・郵便局 店番号：10970 口座番号：14370421 口座名：厚木スキークラブ
- ・横浜銀行 店番号：451 口座番号：普通 2098709 口座名：厚木スキークラブ